

情個審答申第14号
平成27年3月20日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年1月14日付け区政発第495号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に伴う情報連携について
（地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が設置する中間サーバーとの電子計算機結合）

2 結論

本件諮問に係る電子計算機結合については、適当なものであることを認めます。

なお、当該電子計算機結合に当たっては、次の事項を要望します。

- （1）当該オンライン結合に係る業務に携わる本市職員に対して、研修等を通じて、システム等に関する理解を深めるとともに、個人情報の漏洩等に対する意識の向上を図ること。
- （2）電算機器（端末装置等）の操作資格、アクセスログの適正な管理等、不正な個人情報の取得等に対する技術的な防御措置について関係部署との連携を図り、万全を期すること。

3 理由

本件諮問の内容は、国が進める番号法に基づく情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行ううえで、同法に規定され地方公共団体情報システム機構法に基づき設置された地方公共団体情報システム機構が調達・運用する中間サーバーと本市の電子計算機を結合するものです。

本件の結合は、番号法の目的を達成するために必要な手段であり、当審議会は、本件国の施策に関して、それを不可と断じることとはできないものと判断します。同法の施行に当たっては、現在も国及び各自治体において準備等が進められており、様々な個人情報保護へのリスク対策も講じられようとしております。

ただし、当該オンライン結合により、本市が保有する個人情報、或いは、本市が保有することとなる国及び他の地方自治体の保有する個人情報に関して、情報連携により紐づけられ、個人情報が漏洩や不正取得により利用された場合の個人の不利益は甚大なものとなることが容易に予想されますので、結論（１）・（２）で述べたように、本市における個人情報保護のための対策を講じることが必要であると考えます。

これらのことを踏まえ、当該電子計算機結合の実施については、適当であると判断しました。